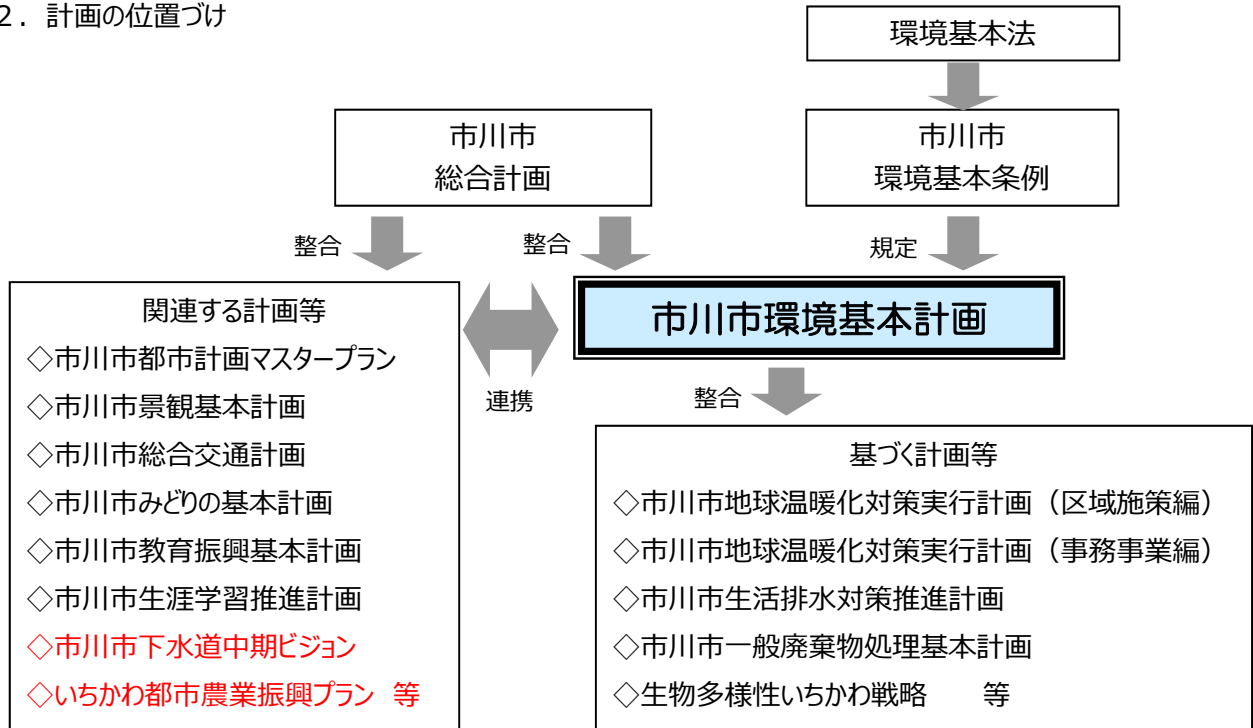


第二次市川市環境基本計画の改定について

1. 計画策定の目的

市川市環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。

2. 計画の位置づけ



3. 計画期間

現行：平成 23（2011）年度～令和 2（2020）年度

次期：令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度

⇒ 市の総合計画（第二次市川市基本計画）や SDGs の目標年度を踏まえ、計画期間は 2030 年度までの 10 年間とする。※ 策定の 5 年後を目処に、必要に応じて計画の見直しを行う。

4. 計画の主体と役割

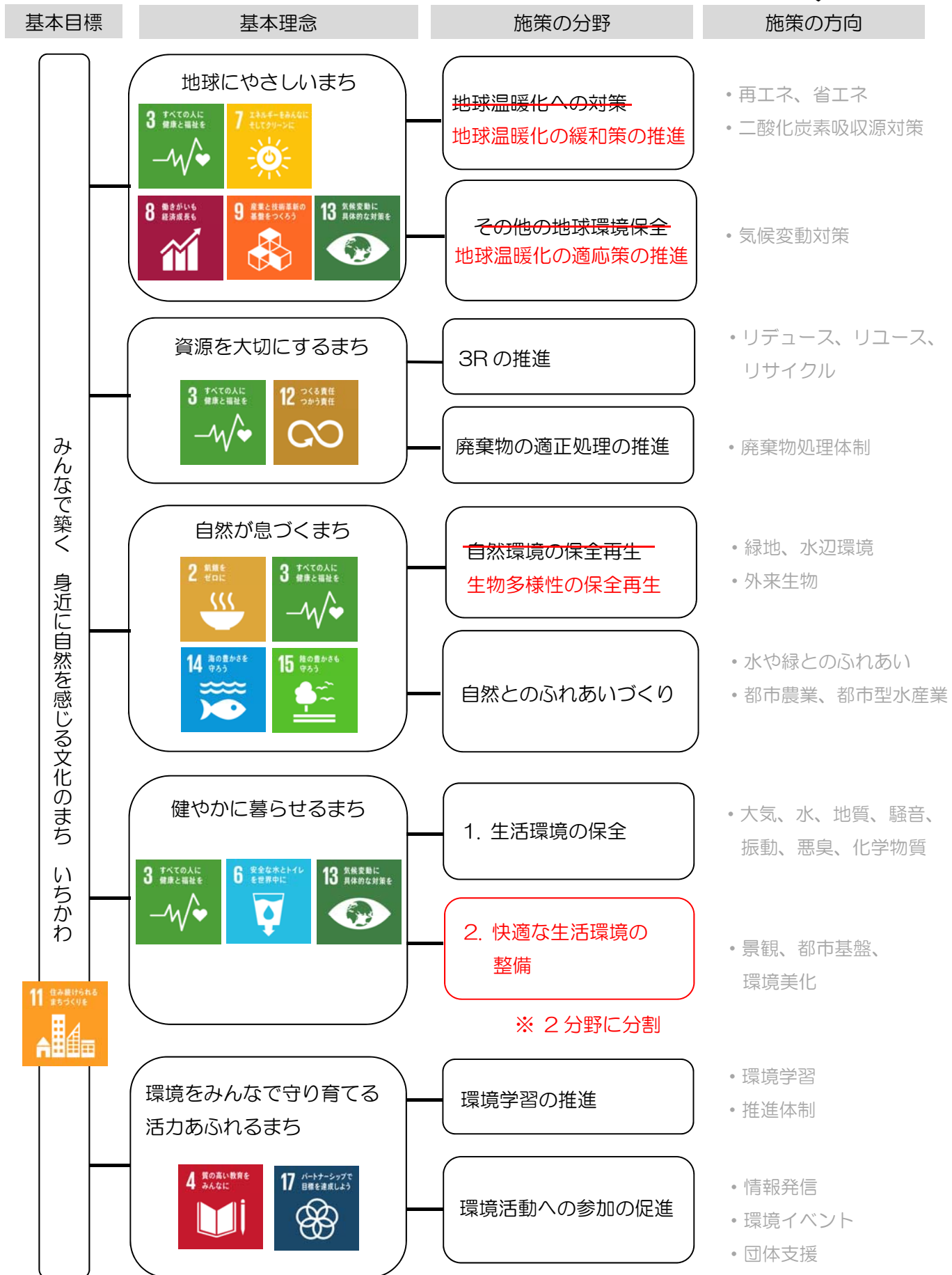
多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を活かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む。

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組む。 ・環境の保全及び創造に関して積極的に行動し、市が実施する施策に協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令等を遵守するとともに、生物多様性に配慮した事業活動に努める。 ・製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努める。 ・環境の保全及び創造に関して積極的に行動し、市が実施する施策に協力する。 ・従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 ・市民及び事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図る。

5. 基本目標、基本理念、施策の分野

(1) 体系図

施策の方向などについては、次回以降にご審議いただく予定です。



(2) 次期計画での設定理由等

	内容	設定理由等
基本目標	みんなで築く 身近に自然を感じる 文化のまち いちかわ	市川市総合計画の将来都市像及び市川市環境基本条例の基本理念を踏まえ、現行計画の目標を踏襲する。また、現行計画の策定の際、市川のアイデンティティーは文化であるという意見が多く寄せられたため、「文化」という言葉が含まれている。
基本理念	【地球環境】 地球にやさしいまち	他市の環境基本計画及び平成 30 年度に実施した市民・事業者アンケート結果を踏まえ、次期計画においても、計画の柱となる基本理念は現行計画を踏襲し、「地球環境」「資源循環・廃棄物」「自然環境」「生活環境」「協働」の 5 つとする。
	【資源循環・廃棄物】 資源を大切にするまち	
	【自然環境】 自然が息づくまち	
	【生活環境】 健やかに暮らせるまち	
	【協働】 環境をみんなで守り育てる 活力あふれるまち	
施策の分野	地球温暖化の緩和策の推進	地球温暖化対策については、これまでの温室効果ガス排出量削減への取組みだけでなく、温暖化に起因する気候変動への対策が重要になっているため、「緩和策」及び「適応策」の 2 つをキーワードとして盛り込んだ。
	地球温暖化の適応策の推進	
	3R の推進	現行計画を踏襲する。
	廃棄物の適正処理の推進	
	生物多様性の保全再生	「生物多様性いちかわ戦略」を踏まえ、生物多様性の考えは 1 つの施策の方向にとどまらないため、施策の分野とした。
	自然とのふれあいづくり	
	生活環境の保全	「生活環境の保全」は、公害対策という側面が強いため、「環境に配慮した魅力ある街づくり」を意識し、「快適な生活環境の整備」を新たに設定した。
	快適な生活環境の整備	
	環境学習の推進	現行計画を踏襲する。
環境活動への参加の促進		

(3) 基本理念の順序

国の第四次環境基本計画で示された「低炭素・循環・自然共生の三社会統合」の考え方が第五次環境基本計画で踏襲されており、「地球環境」「資源循環・廃棄物」「自然環境」の 3 つは理念間の関係性が強いことから、下記のとおり順序を変更する。

順番	現行計画	順番	次期計画
1	自然が息づくまち（自然環境）	1	地球にやさしいまち（地球環境）
2	地球にやさしいまち（地球環境）	2	資源を大切にするまち （資源循環・廃棄物）
3	健やかに暮らせるまち（生活環境）	3	自然が息づくまち（自然環境）
4	資源を大切にするまち （資源循環・廃棄物）	4	健やかに暮らせるまち（生活環境）
5	環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち（協働）	5	環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち（協働）